

## 宗像市緊急経済対策資金利子補給制度

新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化により福岡県緊急経済対策資金による貸付を受け、その貸付金利を支払われた方に1年間(12月分)の貸付金利を補助します。

補助制度名	<b>宗像市緊急経済対策資金利子補給補助金</b>
対象者要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化により福岡県緊急経済対策資金による貸付を受け貸付金利を完納し、次の全ての要件を満たした方が対象となります。</p> <p>①福岡県緊急経済対策資金のセーフティネット保証4号認定者又は危機関連保証による借り入れを行っている方</p> <p>②市内に主たる事業所を設置している法人又は市内に居住若しくは主たる事業所を設置している方</p> <p>③市町村税の滞納のない方。</p> <p>④暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員と密接な関係を有する者でない方</p>
申請及び事業報告・請求等について	<p>■交付申請 ※申請は令和3年9月30日までに行ってください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①利子補給補助金申請書、誓約書（商工観光課にて配布）</p> <p>②市町村税の滞納がないことの証明書 （法人の場合は宗像市の税務課にて交付、個人の場合は居住地の税務課にて交付（有料））</p> <p>③返済予定表、支払額明細書等 （融資利用、支払利子等が分かるもの。融資利用の金融機関 コピー可）</p> <p>④信用保証決定のお知らせ（福岡県信用保証協会から送付）</p> <p>⑤印鑑</p> <p>■報告・請求</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 利子補給補助金実績報告書・請求書</p> <p>② 利息支払証明書（原本、コピー不可）</p> <p>③ 印鑑</p>
補助金額	補助金の額は、福岡県緊急経済対策資金の返済開始月から1年(12月)以内に返済した貸付金利の額に相当する額の範囲内とします。（セーフティネット保証4号認定者又は危機関連保証認定者に係るものであること。返済開始月が令和2年3月以降のものに限る。）。
問い合わせ先	<p>〒811-3492 宗像市東郷1丁目1-1</p> <p>宗像市役所産業振興部 商工観光課 商工係</p> <p>TEL 0940(36)0037 FAX 0940(36)0320</p>